

2月定例会提出議案

I 予算関係

令和7年度2月補正予算（案）	2
----------------------	---

II 条例等関係

1 令和8年度関係

第34号議案 兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例	7
---	---

産業労働部

I 予算関係

令和7年度2月補正予算について

1 補正予算の規模（産業労働部関係）

（単位：千円）

区 分	R7現計 予 算 額	今 回 補 正 額	財 源 内 訳			
			国 庫 支 出 金	特定財源	起 債	一般財源
一 般 会 計	537,587,072	△ 70,525,936	1,713,385	△ 72,742,517	△ 100	503,296
内 訳	中小企業制度 資金貸付金①	△ 72,630,914	0	△ 72,630,914	0	0
	臨時交付金 活用事業②	2,760,207	2,760,207	0	0	0
	①②除く事業	△ 655,229	△ 1,046,822	△ 111,603	△ 100	503,296
勤 労 者 総 合 福 祉 施 設 整 備 事 業 特 別 会 計	279,570	2,443	△ 772	3,216	0	繰越金 △ 1
小 規 模 企 業 者 等 振 興 資 金 特 別 会 計	2,553,743	△ 389,034	0	507,145	△ 447,000	繰越金 △ 449,179

2 補正の概要（補正する主な事業）

【一般会計】

（単位：千円）

項 目	R7現計 予 算 額	今 回 補 正 額	主な増減理由
中小企業制度資金貸付金 （預託額）	503,568,074	△ 72,630,914	融資実績見込額の減
離職者等再就職訓練事業	1,510,467	△ 712,062	職業訓練の実施人数等の減
実習・座学連携養成事業	314,680	△ 250,328	職業訓練の実施人数等の減
障害者職業能力開発支援事業	77,087	△ 43,144	職業訓練の実施人数等の減
地域経済活性化支援費補助	3,050,856	△ 85,710	補助申請額の減
産業立地促進補助	1,927,696	458,656	建築費高騰等による設備補助額の増

(臨時交付金活用事業)

(単位：千円)

項 目	R 7 現計 予 算 額	今 回 補 正 額	主な増減理由
ひょうご家計応援キャンペーン事業費	14,608,000	△ 381,971	利用実績確定等に伴う減
中小企業経営改善・成長力強化支援事業費補助	400,000	△ 364,429	融資実績見込額の減
中小企業等特別高圧電力価格高騰対策一時支援金	449,000	△ 87,190	補助申請件数の減
稼ぐ力強化設備投資支援事業費補助	0	2,116,000	企業の生産性の向上、持続的な賃上げ環境の整備を促進するため
経営指導体制強化事業費	0	107,000	
県立試験研究機関等機能強化事業費	0	489,000	
酒米価格高騰対策支援事業費補助	0	789,000	原材料となる酒米の急激な高騰の影響を緩和するため
デジタルマーケティングインバウンド誘客促進事業費	0	103,000	神戸空港国際化等に向け、今後増加が見込まれる外国人観光客を本県に誘客するため
首都圏県産品販路拡大事業費	0	10,000	首都圏における県産品の販路拡大を推進するため

【小規模企業者等振興資金特別会計】

(単位：千円)

項 目	R 7 現計 予 算 額	今 回 補 正 額	主な増減理由
中小企業基盤整備機構融資事業公債費	652,553	378,797	繰上償還に伴う償還額の増
一般会計への繰出	123,165	127,583	
小規模企業者等設備貸与支援事業貸付金	1,460,000	△ 894,000	(公財)ひょうご産業活性化センターが行う設備貸与事業実績の減

賃上げ環境の整備支援

■稼ぐ力の強化に向けた設備投資支援事業：2,116百万円

➤ 企業における持続的な賃上げ環境の整備を促進するため、**収益力向上に資する設備投資を支援**

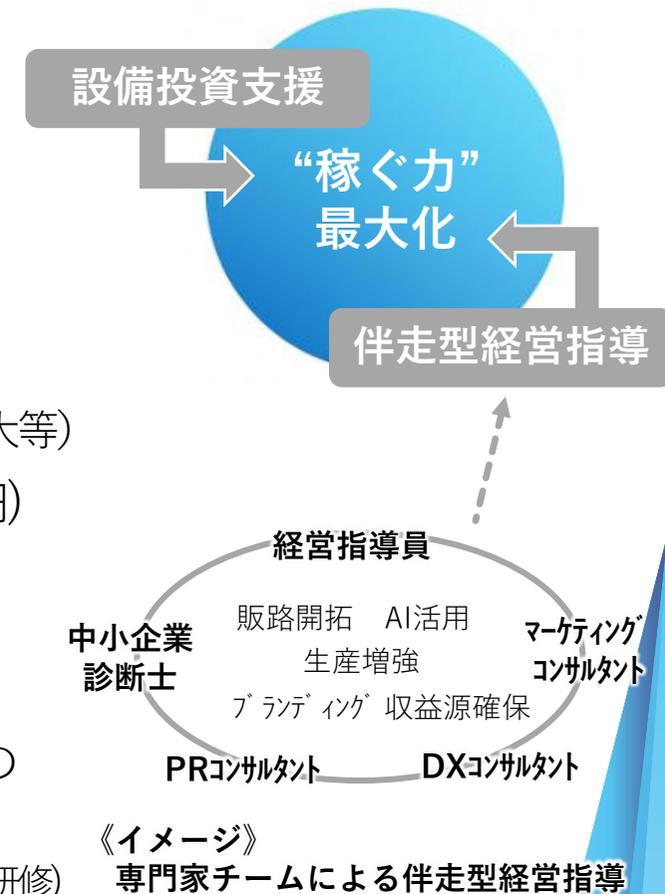
- ・ **補助対象** 商工会・商工会議所が実施する伴走型指導の結果、設備導入等により、長期的な収益力の向上が強く見込まれ、**賃上げが促進されると認められる者**
- ・ **対象経費** 収益力向上につながる設備導入等に要する経費（生産力の強化や商品の差別化・ブランド化、販売チャネルの拡大等）
- ・ **補助率** 中小企業 1 / 2、小規模事業者 2 / 3（補助上限 500万円）
- ・ **補助件数** 700件（想定）

■経営指導体制の強化(伴走型経営指導等)：107百万円

➤ 企業を取り巻く最低賃金の大幅な上昇や人材確保難などの喫緊の課題に対応するため、**経営指導員を核とした指導体制を強化**し、企業の経営体力の向上を支援(**専門家チームによる伴走型経営指導**、経営指導員研修)

■県立試験研究機関等の機能強化：489百万円

➤ 中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備を図るため、県の試験研究機関等（工業技術センター、ものづくり支援センター）において、**地場産業等のものづくり企業における生産性向上に資する機器を整備**（人間中心設計システム、高精度マイクロX線CTスキャナー等）



中小企業等への事業継続支援・観光需要の創出

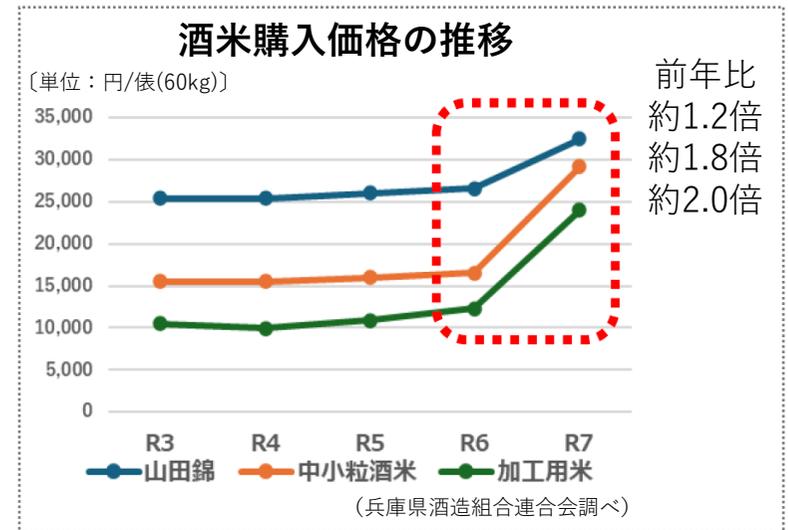
■酒米価格の高騰対策支援：789百万円

▶ 生産量全国1位を誇る本県産の日本酒において、原材料となる酒米の急激な高騰による影響を緩和するため、**県内の酒造会社における酒米購入費の一部を支援**し、安定的な供給を維持

- ・ **補助対象** 兵庫県酒造協同組合連合会
県内酒造会社（組合員以外）
- ・ **対象経費** 令和6年産からの購入価格上昇分の1/2相当
- ・ **補助単価**

大粒酒米	： 3,000円/俵
中小粒酒米	： 6,000円/俵
加工用米	： 5,500円/俵

※1俵=60kg



中小企業等への事業継続支援・観光需要の創出

■デジタルマーケティングによるインバウンド誘客促進の展開：103百万円

- 神戸空港国際化やワールドマスタースゲームズの開催に向け、今後増加が見込まれる外国人観光客を本県に誘客するため、**海外OTAやSNS等を活用し、切れ目のないプロモーションを実施**

■首都圏における県産品販路拡大事業：1,000万円

- エネルギー・食料品価格等の高騰に直面する県内の物産事業者を支援するため、物産フェアの開催や商談会への出展等により県産品の認知度向上・販路開拓を支援することで、**首都圏における物産販路拡大を展開**



物産フェア（イメージ）

Ⅱ 条例等関係

第34号議案 兵庫県と兵庫県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金請求権の放棄に関する条例

1 制定の理由

兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に対して県が有する回収納付金請求権の放棄に関する事項を定めることにより、中小企業者等の円滑な事業の再生の促進及び債務の整理を図り、もって地域経済の振興に資することを目的として、条例を制定する。

2 制定の概要

(1) 目的（第1条関係）

この条例の目的を定める。

(2) 定義（第2条関係）

この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

ア 中小企業者等 信用保証協会法に規定する中小企業者等をいう。

イ 求償権 保証協会が、信用保証協会法の業務方法書に従い中小企業者等に対する融資に係る債務の保証をした場合において、当該保証に係る債務（以下「保証債務」という。）を履行することにより取得する中小企業者等に対する債権をいう。

ウ 求償権の放棄等 保証協会が実施する求償権の放棄又は求償権の金額に満たない額での譲渡をいう。

エ 損失補償契約 県と保証協会との間の契約であって、保証協会が保証債務を履行した際に生じる損失に対して県が補償を行うことを約するものをいう。

オ 回収納付金 保証協会が、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権を行使することによって回収金を取得した場合において、当該回収金のうち県に納付しなければならないものをいう。

カ 回収納付金請求権 回収納付金を受け取る権利をいう。

(3) 回収納付金請求権の放棄等（第3条関係）

ア 保証協会は、損失補償契約の対象となる保証債務に係る求償権の放棄等を実施しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならないものとする。

イ 知事は、アによる申請があった場合において、当該求償権の放棄等が次に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、当該計画に基づく中小企業者等の円滑な事業の再生の促進又は債務の整理が地域経済の振興に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認し、及び当該求償権に係る回収納付金請求権を放棄することができるものとする。

- (ア) 投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合であつて、産業競争力強化法に規定する独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資を受けたものをいう。）の支援を受けて策定された事業再生計画（中小企業者等の事業の再生に関する計画をいう。以下同じ。）
 - (イ) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に規定する特定協定銀行の支援を受けて策定された事業再生計画
 - (ウ) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に規定する特定調停の手續（同法の規定による調停条項の定めを除く。）又は当該特定調停に係る事件に関し裁判所がする民事調停法の決定に基づき策定された事業再生計画又は弁済計画（中小企業者等の債務の弁済に関する計画をいう。以下同じ。）
 - (エ) 株式会社地域経済活性化支援機構法に規定する再生支援決定若しくは同法に規定する特定支援決定を受けた事業再生計画又は当該特定支援決定を受けた弁済計画
 - (オ) 産業競争力強化法に規定する特定認証紛争解決手續に基づき策定された事業再生計画
 - (カ) 産業競争力強化法に規定する認定支援機関が行う指導又は助言（同法の規定により中小企業再生支援協議会により決定された事項又は中小企業再生支援協議会による専門的な助言に基づくものに限る。）を受けて策定された事業再生計画
 - (キ) 産業競争力強化法の規定により独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う指導又は助言を受けて策定された事業再生計画
 - (ク) 中小企業者等の私的整理手續（金融機関その他の債権者との合意により債務の減免その他の債務に係る権利関係の調整を行う手續をいう。）に関する指針として規則で定めるものに基づき策定された事業再生計画又は弁済計画
 - (ケ) (ア)から(ク)までに掲げる計画に準ずるものとして知事が認める計画
- (4) 報告（第4条関係）
知事は、(3)イによる放棄をしたときは、その旨を議会に報告するものとする。
- (5) 委任（第5条関係）
この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

3 施行期日

令和8年4月1日